

山 監 査 第 2 0 号

平成31年（2019年）4月12日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成30年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【地域振興部】

1 文化振興課

[指摘事項 芸術顧問について]

芸術顧問の出務状況が適切に管理されていない。また、規則で定められた職務の遂行について確認ができない。

出務状況を把握し、適切に管理されたい。また、改めて職務の内容について調整する必要があるとともに、芸術顧問の有効性等について協議・検討する必要があると考える。

[措置状況]

芸術顧問の有効性及び報酬の額等について協議した結果、芸術顧問を廃止した。

今後の市の芸術文化によるまちづくりを推進するに当たり、音楽やガラスなどの芸術文化に対して専門的見地からの助言は有用かつ必要と考えるため、これまで一人であった芸術顧問に代わり、それぞれの専門分野に知見を持つ複数の者を芸術文化アドバイザーとして設置する。